

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

若狭町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

若狭町長

公表日

令和4年4月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10,93-2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供及び情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 16-3,17,18,19,115-2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 13
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療課
②所属長の役職名	健康医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地 若狭町役場 総務課 TEL 0770-45-9109 FAX 0770-45-1115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地 若狭町役場 健康医療課 TEL 0770-62-2721 FAX 0770-62-1049

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康課	保健医療課	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 高橋 久直	保健医療課長 中村 俊幸	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地 若狭町役場 健康課 TEL 0770-62-2721 FAX 0770-62-1049	〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地 若狭町役場 保健医療課 TEL 0770-62-2721 FAX 0770-62-1049	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和1年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健医療課長 中村 俊幸	保健医療課長	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和1年6月14日	IV リスク対策	-	新規項目の追加	事後	様式変更による追加
令和3年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和3年3月1日	I 関連情報 2. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項	番号法第9条第1項 別表第一 10,93の2項	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和3年3月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】17,18,19項 【情報照会】行わない	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】17,18,19,115-2項 【情報照会】行わない	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和3年5月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。	事後	新型コロナワクチン接種事務において、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて接種状況の確認を行うため。
令和3年5月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナワクチン接種事務において、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて接種状況の確認を行うため。
令和3年5月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10,93-2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10,93-2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナワクチン接種事務において、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて接種状況の確認を行うため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】17,18,19,115-2項 【情報照会】行わない 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】13条 【情報照会】行わない	【情報提供及び情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 17,18,19,115-2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 13条	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和3年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供及び情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 17,18,19,115-2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 13条	【情報提供及び情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 16-3,17,18,19,115-2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 13条	事後	記入漏れの追記
令和3年7月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を紹介するために、個人番号を入手し、使用するため。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10,93-2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一 10,93-2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号利用法の改正に伴う法令の号ズレ
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の利用及びVRS による他市区町村(特別区を含む。以下同じ。)への接種記録照会の運用の変更を行うため。
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療課	健康医療課	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健医療課長	健康医療課長	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地 若狭町役場 保健医療課 TEL 0770-62-2721 FAX 0770-62-1049	〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地 若狭町役場 健康医療課 TEL 0770-62-2721 FAX 0770-62-1049	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)